

別表1 (第2条関係)

開発に関する開発項目別の補助対象経費

経費	経費内容	補助対象としない取組等
商品化全般に関するもの(注1)	資材・器具費、原材料費、原材料の運搬費、機械機材借上料、パッケージデザイン原版作成委託料、技術コンサルタント派遣指導料及び派遣に要した交通費、開発に必要な書籍等の購入、開発のために雇用した人件費等	1 次の取組は、補助対象としない。 (1) 東京都の他の補助金の対象となっている取組 (2) 公序良俗に反する取組 2 本事業の実施に必要な経費であっても、次の経費は補助対象としない。 (1) 経常的な取組 (2) 事業実施主体の維持管理経費 (3) 契約書、領収書の作成に係る経費 (4) 事業実施主体が自費又は他の補助により実施中の事業を本事業に切り替えるもの (5) 現金払い、又は金融機関への振込払い以外により支払いが行われているもの (6) 支払時にポイントカードを使用したもの (7) 支払時にクレジットカードを使用したもの
商品化に向けた試験・分析に関するもの	試験・分析委託費、試験機関と原料、試験品やサンプル等をやりとりするための運搬費等	
販売に向けた調査に関するもの	市場調査委託料、調査のために雇用した人件費等	
産業財産権出願・導入費	1 開発した製品の特許、実用新案、意匠、商標の出願に要する経費 2 開発に際して必要な特許、実用新案、意匠、商標をほかの事業者から譲渡または実施許諾(ライセンス料含む)を受けた場合の経費	3 次の場合は、補助対象としない。 (1) 会計年度内に商品化できなかった場合 (2) 支払が翌年度となる場合 (3) 支出を確認できる書類のないもの (4) 経費の区分ができないもの(他の経費と一括で請求され、明細書等の確認ができない場合等) (5) 事業の期間中に発生した事故・災害の処理のための経費
開発した商品のPR・販路開拓経費	1 パンフレット・チラシ等作成経費(注2) 2 WEBサイト作成経費(維持管理費除く) 3 新聞、雑誌、WEB等への広告掲載費 4 PRイベント開催や出展に必要な経費(会場借上料、出展料、設営装飾費、消耗品費、機材借上料、運送費等)(注3)	4 注意事項 事業の実施(商品開発に伴う試作品の販売等)により発生した収入がある場合は、事業を実施するために要した経費から当該収入(試作品の販売額等)を差し引いた額を補助対象経費とすること。
その他、知事が認めたもの		

(注1) 商品化全般に関するものについて

原材料費は、商品の開発に要する原材料のみ対象とする（販売用の商品の原材料費は対象外）。

(注2) パンフレット・チラシ等作成経費

「パンフレット・チラシ等」とは、開発した商品をPRすること目的として作成するパンフレット・チラシ・ポスター・看板・のぼり等をいう。

(注3) イベント開催や出展に必要な経費

- ① 販売を伴うイベントは対象外とする。
- ② 助成対象期間内に実施し、開催や出展の事実が写真等で確認ができるものを対象とする。

別表 2

経費科目別の補助対象経費

経費科目	補助対象経費	補助対象としない経費等
賃金	特産品の開発に伴い新たに発生する業務に対応するため、事業実施主体が新たに雇用した者に対して支払う実働に応じた対価（日給又は時間給）	・事業実施主体の構成員に対するもの
報償費	特産品開発のため、コンサルタント等の専門的な知識・技術及び技能等を有した者から指導を受ける場合の謝礼金。（業務の内容に応じた常識の範囲を超えない妥当な根拠に基づき単価を設定すること。妥当な根拠基準として東京都の外部講師謝礼金支払基準（昭和46年4月1日付46東職研第153号）も参考にすること。）	・事業実施主体の構成員に対するもの ・菓子折や商品券など物品や金品による謝礼 ・仲介業者が関与し、経費内訳が明確でないもの
消耗品費	単価が税込 10 万円未満の以下の物品 ・特産品開発に必要な研究資材・器具、原材料等 ・PR イベント開催や出展の際に必要な機材・消耗品等	・単価が税込 10 万円以上の物品 ・事業実施主体が生産・製造した資材・原料 ・汎用性の高いもの（鍋、ホットプレート、パソコン、プリンター、携帯電話、FAX、コピー機等）
印刷製本費	開発した商品のPRを目的としたパンフレットやチラシ等を印刷する経費で、単価が税込 10 万円未満のもの	・単価が税込 10 万円以上のもの
通信運搬費	・特産品開発に係る資材・原料、試作品、サンプル等の運搬費 ・PR イベント開催や出展の際に必要な運送費	・電話、FAX、インターネットの通信費（サーバーの管理・運営費も含む）
広告料	開発した商品のPR・販路開拓のために行う新聞、雑誌、WEB等への広告掲載費	
委託料	・試験・分析を行うための委託料 ・パッケージデザイン原版を作成するための委託料 ・市場調査を行うための委託料 ・商標等の産業財産権の出願を弁理士に委託するときの委託料 ・パンフレットやチラシ等のデザイン委託料 ・WEBサイト作成の委託料 ・PR イベントの設営装飾等の委託料	

<p>使用料及賃借料</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・特産品を開発するために必要な機械機材の借上料 ・産業財産権の出願・導入費用 ・PRイベントの開催や出展のための会場借上料、出展料、機材借上料等 	<ul style="list-style-type: none"> ・事業実施主体の事務所賃借料 ・事業実施主体の打ち合わせ等に使用する会議室の使用料
<p>旅費</p>	<p>特産品開発のため、コンサルタント等の専門家から指導を受ける場合に、専門家を派遣してもらうのに要した交通費等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・事業実施主体の構成員に対するもの
<p>その他、知事が認めたもの</p>	<p>事業を実施するために、知事が特に必要であると認めた経費</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・光熱水費、備品費（単価が税込10万円以上の物品）、施設整備に要する経費、印紙税、振込手数料及び代引き手数料、キャンセル料